田辺市地域活性化起業人（企業派遣型）
『養殖漁業を取り入れた漁業経営多角化実証事業』募集内容

１．事業背景・目的・概要

本市の漁業・水産業においては、近年、漁獲量の減少や不安定化がさらに顕著となっている。

今後の見通しでは、令和７年４月の黒潮大蛇行の終息により、好漁に転じる可能性がある魚種（アジ・サバ類）がある一方で、近年、本市の漁獲実績を支えてきた「カツオ」が不漁に転じる懸念が示唆されており、今後も他の環境要因（海水温の上昇等）も重なることで、さらに漁獲の不安定化が進む可能性がある。こうした状況下による漁業経営の悪化と、組合員の減少・高齢化がますます進めば、本市の漁業・水産業は危機的状況に陥ることが予見される。

このような漁獲の不安定リスクを回避するためには、天然資源依存型漁業からの転換や不漁に強い漁業経営（収入の多角化等）が必要であることから、現行の支援施策として、養殖漁業や複合経営（漁業種追加・加工業経営等)、ブルーツーリズムへの支援（補助）制度を創設している。

しかしながら、養殖漁業や複合経営への支援制度に関しては、十分な活用が進んでおらず、その主な要因としては、「情報・知見不足による技術的な不安」、「初期投資の負担」、「事業失敗への恐怖」、「販路の不安（売れる保証がない)」といったことが考えられることから、単なる支援（補助）制度の創設だけでは課題解決につながらない状況となっている。

こうした状況の打開策として、現在、国や県も取組の推進及び支援を強化・加速化している「養殖業」の分野に着目し、養殖業に知見・ノウハウを持つ企業の人材を「地域活性化起業人」（以下、「起業人」とする）として受入れ、養殖漁業を取り入れた漁業経営に向けた実証事業（試験養殖・販路開拓）を展開することにより、漁業収入の多角化・安定化を推進するものである。

２．実施体制等

（１）本事業は、市内の漁業協同組合及び漁業者を主な実施主体とし、本市及び起業人による支援の下、各種関係機関と連携しながら実施するものとする。

特に、養殖試験に関しては、区画漁業権設定前からの着手が想定されることから、本県の水産試験研究機関と緊密な連携・調整により実施するものとする。

（２）本事業に係る経費（資材費等）については、原則として本市が予算措置を行うものとする。ただし、必要に応じて、企業側の提供又は負担により一部資材等を準備することは妨げないものとする。

なお、本市による予算措置にあたっては、提案内容を踏まえた具体的な事業計画に基づき経費の見積りを行う必要があることから、本市への派遣開始後（令和９年４月以降）に予算化の手続きを進めるものとする。

３．派遣社員要件

起業人となる派遣社員は、次に掲げる（１）から（10）までの全てを満たすこととする。

（１）派遣時の勤務地

次の（ｉ）又は（ⅱ）のいずれかに該当する者であること。ただし、企業等からの派遣の際、現に本市の区域に勤務する者を除く。

（ｉ）三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。

（ⅱ） 三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下「指定都市等」という。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含み、和歌山市に本社機能を有する企業等は除く。）であること。

（２）本市への派遣開始（令和９年４月１日）時点で、入社後１年を超える者（前職において同等の職務に従事した期間を含む。）であること。

（３）地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

（４）同時期に他の自治体において起業人となっていない者であること。

（５）本市から、従前より給与等が支払われていない者であること。

（６）心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる者であること。

（７）コミュニケーション能力及び交渉力に優れ、関係者との円滑な調整を図りながら事業を推進・実現できる者であること。また、漁業・水産業分野に関する知識及び実務経験を有し、主体的かつ積極的に新たな課題へ挑戦できる者であること。

（８）道路交通法第８４条第３項に規定する普通自動車免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）者であること。

（９）パソコン（ワード・エクセル・パワーポイントなど）の一般的な操作のできる者であること。

(10) 本市への派遣開始（令和９年４月１日）時点で、水産物の養殖に関する実務経験又はこれに類する実務経験が１年以上ある者であること。

４．募集人数

１名

５．業務内容

次に掲げる業務に従事することし、本市職員に対して必要な支援を行うこと。

ただし、事業目的の達成に資する合理的な改善・変更を妨げないものとする。

（１）試験養殖の実施に関すること

市内の漁業協同組合及び漁業者と連携し、起業人が養殖実績を持つ魚種等の試験養殖を行い、試験養殖の経過や結果を調査・分析・記録する。

（２）養殖技術の普及・研修に関すること

市内の漁業協同組合及び漁業者を対象とした技術研修、先進地視察、現場指導等を実施する。

（３）生産体制の構築に関すること

養殖生産グループの組織化をはじめ、記録・品質管理、共同出荷体制の検討など、本格実施を見据えた生産体制の構築について検討する。

（４）養殖した水産物の販路開拓に関すること

養殖した水産物の流通ルートや市場価格に関する調査・研究を行う。

（５）事業結果の取りまとめ・マニュアル化に関すること

事業の成果（試験養殖・販路開拓）を取りまとめるとともに、今後新たに参画する漁業者向けの生産マニュアルを作成する。

【各年度の推進イメージ】

◆初年度

＜試験養殖＞

① 試験養殖の企画・運営方法の検討（規模・方法・データ収集方法等）
② 適地調査
③ 先進地事例の紹介、視察の企画
④ 試験養殖の伴走支援（現場研修・巡回、データ分析等）
⑤ ２年目の具体方針の検討・調整

＜販路開拓＞

① 販路開拓事業の企画・運営方法の検討

◆２年目

＜試験養殖＞

① 試験養殖の企画・運営方法の検討（継続・拡大）
② 適地調査（継続・拡大）
③ 試験養殖の伴走支援（継続・精緻化）
④ ３年目の具体方針の検討・調整（継続）

＜販路開拓＞

① 販路開拓事業の実施支援
② ３年目の具体方針の検討・調整

◆３年目

＜試験養殖＞

① 試験養殖の企画・運営方法の検討（継続・拡大）
② 適地調査（継続・拡大）
③ 試験養殖の伴走支援（継続・自走化）
④ 試験結果の取りまとめ・技術のマニュアル化支援
⑤ ４年目以降の具体方針の検討・調整

＜販路開拓＞

① 販路開拓事業の実施支援（継続）
② ４年目以降の具体方針の検討・調整

＜共通＞

① 報告書の作成支援

６．派遣形態及び派遣期間中の勤務条件等

（１）派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣とする。

（２）給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によることとする。

（３）派遣社員の勤務時間、休憩時間、休日等については、本市の規程に従うこととする。ただし、本市と派遣元企業との協議により調整できるものとする。

７．派遣中の勤務地及び勤務日数

派遣期間中は、田辺市役所に出勤し、次に掲げる条件を満たすこと。なお、開庁日とは、田辺市の休日を定める条例（平成 17 年５月１日条例第３号）に規定する日を除いた日とする。

（１）派遣期間の各月において、本市の開庁日の半分以上で本市の区域内において業務に従事すること。

（２）派遣期間の全期間において、本市の開庁日の半分を超えて本市の区域内にて業務に従事すること。

８．所属

派遣社員は、派遣期間中、農林水産部水産課に所属することとする。

９．留意事項

（１）派遣社員が業務上又は通勤途中において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、派遣元企業の規程に基づき派遣元企業において処理するものとする。

（２）翌月５営業日までに、前月の出勤状況、時間外勤務及び休暇取得等並びに前月の業務の実施状況及び成果等について、本市に書面により報告すること。

（３）毎月末日までに、翌月の業務従事予定日、業務内容等について、本市と協議の上、本市の承認を得ること。

（４）派遣社員が、派遣期間中に故意又は過失により本市及び第三者に損害を与えた場合は、他に責めを負うべき者がある場合を除き、派遣元企業がその責任において解決するものとする。